

○木曾広域連合事務局設置条例

〔平成11年4月1日〕
条例第5号

改正	平成12年12月4日	条例第20号	平成21年8月28日	条例第12号
	平成14年4月11日	条例第10号	平成24年3月1日	条例第1号
	平成15年3月5日	条例第3号	平成25年6月28日	条例第11号
	平成17年3月1日	条例第15号	平成26年3月31日	条例第2号
	平成18年3月24日	条例第8号	平成27年4月1日	条例第7号
	平成19年12月27日	条例第22号	平成28年3月1日	条例第11号
	平成21年2月24日	条例第1号	平成28年4月1日	条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、木曾広域連合事務局（以下「事務局」という。）の設置について定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 長の事務を分掌させるため、事務局を置き、次の課を設置する。

- (1) 総務課
- (2) 地域振興課
- (3) 健康福祉課
- (4) 環境課
- (5) 建設課

(課の分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
 - ① 職員の進退及び身分に関すること。
 - ② 議会及び庶務一般に関すること。
 - ③ 条例規則等の制定及び改廃に関すること。
 - ④ 予算及び財務に関すること。
 - ⑤ 公有財産に関すること。
 - ⑥ 広報に関すること。
 - ⑦ 広域計画に関すること。
 - ⑧ 重要施策の総合調整に関すること。
 - ⑨ 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。
 - ⑩ 行政不服審査会の設置及び運営に関すること。
 - ⑪ 木曾地域の広域行政の推進に関することで総務課所管が適当とされる事項

⑫ 広域的な課題の調査研究に 関することで総務課所管が適当とされる事項

⑬ 木曾広域情報センターの設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑭ その他総務課所管が適当とされる事項

(2) 地域振興課

① 景観基本構想の推進に関すること。

② 公共サインの設置及び管理に関すること。

③ 広域的な観光振興に関すること。

④ 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること。

⑤ 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること。

⑥ 木曾地域の広域行政の推進に 関することで地域振興課所管が適当とされる事項

⑦ 広域的な課題の調査研究に 関することで地域振興課所管が適当とされる事項

⑧ 木曾文化公園の設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑨ その他地域振興課所管が適当とされる事項

(3) 健康福祉課

① 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること。

② 介護保険に関すること。

③ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関すること。

④ 休日及び夜間の一次救急医療に関すること。

⑤ 木曾地域の広域行政の推進に 関することで健康福祉課所管が適当とされる事項

⑥ 広域的な福祉及び保健医療の推進に関する調査研究に関すること。

⑦ 木曾寮の設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑧ その他健康福祉課所管が適当とされる事項

(4) 環境課

① 循環型地域づくりの推進に関すること。

② 広域的な環境づくりの推進に関する調査研究に関すること。

③ 葬斎センターの設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

④ 木曾クリーンセンターの設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑤ 新ごみ処理施設の建設に関すること。

⑥ 環境センターの設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑦ 汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に係る総合調整に関すること。

⑧ 木曾地域の広域行政の推進に関する事で環境課所管が適当とされる事項

⑨ その他環境課所管が適当とされる事項。

(5) 建設課

① 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関する事。

② 木曾地域の広域行政の推進に関する事で建設課所管が適当とされる事項

③ その他建設課所管が適当とされる事項

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月4日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月11日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月5日条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日条例第15号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（木曾広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正）

2 木曾広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年木曾広域連合条例第50号）の一部を次のように改正する。（以下略）

附 則（平成21年2月24日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月28日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の木曾広域連合事務局設置条例の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日条例第 11 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 17 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。